

国地契第43号  
国官技第265号  
国営計第161号  
平成13年12月4日

最終改正 平成15年5月23日 国地契第26号  
国官技第55号  
国営計第44号

各地方整備局総務部長  
企画部長  あて  
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

#### 入札金額の内訳の提出について

工事費内訳書の提示については、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「公正入札調査委員会の設置について」（平成15年3月10日付け国地契第92号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和51年3月19日付け建設省会発第248号）に基づいて行われてきたところであるが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の成立に伴い今般、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、競争参加業者の積算努力の促進を図るために、下記のとおり入札者に工事費内訳書の提出を求めることを試行することとしたので、通知する。

なお、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成15年3月10日付け国地契第92号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（昭和51年3月19日付け建設省会発第248号）に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

#### 記

##### 1 対象工事

工事費内訳書の提出を求める工事は、以下のとおりとする。

- (1) 工事希望型指名競争に付する工事のうち各地方整備局ごとに工事件数で5割程度抽出するものとする。
- (2) 公募型指名競争及び工事希望型指名競争以外の指名競争に付する工事のうち各地方整備局ごとに工事件数で2割程度抽出するものとする。

##### 2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、以下の①及び②に示すとおり2形式（以下「提出形式」と

いう。)とする。

① 数量総括表に掲げる費目及び各工種に対応するものの金額を少なくとも表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。)

② 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。)。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。

ただし、営繕工事にあつては、以下の③及び④に示すとおり2形式(以下「提出様式」という。)とする。

③ 数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書に金額を表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。)

④ 数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。)

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

### 3 提出形式別実施件数

1 対象工事(1)及び(2)における提出形式別実施件数は以下のとおりとする。

(1) 1(1)に示す工事においては、2②(ただし、営繕工事にあつては④)

(2) 1(2)に示す工事においては、2①、②(ただし、営繕工事にあつては③、④)をそれぞれ2分の1ずつ。

### 4 対象工事である旨の通知

(1) 当該工事において入札時に工事費内訳書の提出を求める旨を、記1(1)については技術資料の提出を求める資料及び指名通知書、記1(2)については指名通知書に記載するものとする。

(2) (1)の記載においては、提出形式を明らかにするとともに、入札の際に工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる旨並びに工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する必要がある旨を明記するものとする。

### 5 工事費内訳書の提出方法

対象工事の全ての入札参加者に対して第1回の入札の際に提出させるものとする。

### 6 工事費内訳書の提出の確認

第1回の入札において全入札者が入札書を入札函に投入した後に工事費内訳書の提出を求める。その際、工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる。

### 7 入札後の工事費内訳書の取扱い

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この通達は、この通達の施行の日以前において行われた契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。